宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関する説明会(令和6年11月27日開催) 質疑応答

山梨県森林整備課・農村振興課・都市計画課

No.	開催日	カテゴリ	質問	回答
1		着手済み工事の	盛土規制法の規制開始時における着手済み工事	技術的基準は、規制開始日以降に許可が必要な工事に適用される
		届出	の届出について、資料p.35に示されている技術	ものであり、現在行われている工事は、施行に当たり他法令の審
			的基準に適合させる必要はあるのか。	査等を受けていると思われ、技術的基準に適合させる必要はな
				い。
				ただし、着手済み工事で届出の範囲を超えるような規模となる場
				合には、別途許可申請または届出をする必要がある。
2	R6.11.27	他法令との関係	都市計画法開発許可に該当しない場合、盛土規	農地転用許可と都市計画法開発許可は同日付けで行うこととされ
			制法の許可は農地転用許可と同日付けで行われ	ている。一方、盛土規制法については、これまでの土砂条例と同
			ると理解して良いのか。	様に、農地転用許可を行う段階で、盛土規制法に関して関係機関
				との事前協議がなされていたり、すでに許可申請が行われたりし
				ていて、許可の見込みが確認できれば、農地転用許可を行うこと
				ができるとされている。
3	R6.11.27	許可申請	盛土規制法の許可申請をしてから許可となるま	標準処理期間は、都市計画法開発許可と同様の期間(30~45日程
			での審査日数(標準処理期間)はどの程度とな	度)を設定する予定。
			るのか。	
4		許可申請	盛土規制法の許可申請を事業者本人が直接申請	盛土規制法の許可申請に関する取扱いは現時点で未定だが、林地
	R6.11.27		するのではなく、行政書士に委任するなど代理	開発許可等の他法令の許可に当たっては代理申請で委任状を添付
			申請することも可能なのか。	してもらえれば問題ないとしており、同様の対応になると思う。

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関する説明会(令和6年11月27日開催) 質疑応答

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

No.	開催日	カテゴリ	質問	回答
		技術的基準	土砂条例の許可を受けている案件(採石法に基	盛土規制法の技術的基準に適合させる必要はない。
			づく許可は受けていない。)は、通常5年か7	
5			年で更新となっている。このような案件につい	
			て、盛土規制法の規制開始日以降に更新する際	
			は、技術的基準に適合させる必要はあるのか。	
	R6.11.27	着手済み工事の	すでに都市計画法開発許可を受けており、盛土	規制開始時における着手済み工事は、中間検査の対象外である。
6		届出	規制法の規制開始日より前に着手済みの工事	
			は、届出の対象となるが、中間検査の対象とな	
			るのか。	
	R6.11.27	許可の特例	盛土規制法の規制開始日以降に都市計画法開発	都市計画法開発許可を所管する県土整備部となる。
			許可を受けたみなし許可の案件で、開発場所が	
7			特定盛土等規制区域内に位置する場合、定期報	
			告や中間検査に関する県の窓口はどこになるの	
			か。	
	R6.11.27	周知・説明	例えば、都市計画区域内において土地取引をす	盛土規制法については県からも周知をしているが、県内全域が規
			る際に、土地所有者に対して盛土規制法の規制	制区域に指定されることとなるため、土地所有者に対して情報共
8			区域となっていることを説明する必要はあるの	有して欲しい。
8			か。	特に盛土等が行われている土地を売買する場合には、土地の保全
				義務が課せられること、既存盛土等に対しても罰則が適用される
				ことをあわせて周知して欲しい。

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関する説明会(令和6年11月27日開催) 質疑応答

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

No.	開催日	カテゴリ	質問	回答
9	R6.11.27	他法令との関係	盛土規制法は、林地開発許可と似たような書	林地開発許可に関しては、都市計画法開発許可のようにみなし許
			類・図面により許可申請をすることになると思	可とはならないため、別途盛土規制法の許可申請をする必要があ
			うが、両方申請する必要があるのか。	る。
10	R6.11.27	許可の特例	開発行為(宅地造成)に関して盛土規制法の規	盛土規制法のみなし許可は、都市計画法開発許可(都市計画法第
			制開始日以降に都市計画法開発許可を受けた案	29条第1項または第2項)のみとされている。
			件はみなし許可となるが、都市計画法開発許可	したがって、都市計画法開発許可に該当しない案件は、別途盛土
			に該当しない市町村の指導要綱の対象規模の開	規制法の許可申請または届出をする必要があり、他法令により許
			発行為もみなし許可に該当すると考えて良いの	可申請した際の書類や図面をもとに手続きをすることとなる。
			か。	
11	R6.11.27	他法令との関係	盛土規制法の許可は、農地転用許可と同日付け	農地転用許可と都市計画法開発許可は同日付けで行うこととされ
			で行われるのか。	ている。一方、盛土規制法については、農地転用許可を行う段階
				で、盛土規制法に関して関係機関との事前協議がなされていた
				り、すでに許可申請が行われたりしていて、許可の見込みが確認
				できれば、農地転用許可を行うことができるとされている。